

別紙 4
(事前公表)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 16 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 4 月 8 日

1 契約の名称及び数量

名称 史跡桜井茶臼山古墳の維持管理（史跡地の除草及び清掃）

※ 詳細は別添※仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する次に掲げるいずれかの者

①シルバー人材センター連合

②シルバー人材センター

③①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約の相手方の決定方法

(1) 上記 2 の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(2) 最低価格となる額を 2 人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

(1) 提出先 奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課

(2) 提出期限 令和 3 年 4 月 23 日 午後 5 時

(3) その他

① 見積書には上記 2 の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア 上記 2 に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課

住所：奈良市登大路町 30 番地

電話：0742－27－9866（ダイヤルイン）

FAX：0742－27－5386

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

史跡桜井茶臼山古墳除草・清掃作業仕様書

1. 作業内容

史跡桜井茶臼山古墳の史跡地内の除草・清掃

2. 作業場所

桜井市大字外山地内 史跡 桜井茶臼山古墳

3. 委託の期間

令和3年4月26日～令和3年12月28日

4. 作業回数

①別紙測量図の黄色部

令和3年4～6月、7～8月、9月、10～11月にそれぞれ1回、合計4回

②別紙測量図の赤色部

令和3年7月～9月の間で1回

③別紙測量図の橙色部

作業の必要なし

※なお、除草後の草は、そのまま置いておき、民家隣接地では民家に配慮した除草を行うこと。

清掃により集めた、県有地内のゴミに関しては、適切に処分すること。

樹木密集部分に関しては、除草を行わず、清掃のみ実施すること

5. 作業範囲

①別紙測量図の黄色部

約10,122㎡

②別紙測量図の赤色部

約3,900㎡

③別紙測量図の橙色部

約790㎡（杭とブロック塀にて囲まれた竹密集地の範囲）

6. 完了報告

作業終了時には、作業前及び作業後の写真を添付して完了届を提出すること。

桜井茶臼山古墳周辺測量図

